

大阪 社会 保険 時報



バラの涙

平和に貢献している多くの人達に降りかかった悲しいニュースに触れたとき。偶然、花を撮影中で、カメラに飛び込んできた映像に驚愕した。雨が降ってもいないのに、花弁に「一滴の涙」が表れている。人の心も、包み込む自然も、同じ心なのだとその一瞬に感激。もっともっと大きな愛を差し上げたい。命の代償はそんな大きな心を私たちに与えてくれているのです。(浜寺バラ園)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「算定基礎届」の提出について
- 「月額変更届」の提出について
- 国民年金保険料を納めることが経済的に難しいとき
- 協会けんぽからのお知らせ ・医療費の自己負担が高額になりそうな場合は…限度額適用認定証をご利用ください
・被扶養者状況リストの提出期限は8月1日です ・今里・枚方年金事務所内の協会けんぽ出張窓口の終了について
・傷病手当金・出産手当金支給申請にかかる事業主証明欄の適正な記入について(お願い)

職場内で回覧しましょう

「算定基礎届」の 提出について

手続き内容

健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用しているすべての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届け出いただき、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

※算定基礎届の届出用紙で(3)の提出をする場合は、備考欄に「7月変更」と記入してください。

※電子媒体申請および電子申請の場合は、7月改定の対象者を除いて作成してください。

※総括表および総括表附表は、7月1日現在の被保険者数を確認するための届ですので、すべての被保険者が(1)～(3)に該当する場合も必ずご提出ください。

※算定基礎届を提出いただいた後に、8月改定および9月改定の月額変更
に該当した方については、月額変更が優先されますので、別途「月額
変更届」の提出が必要となります。

届出用紙（算定基礎届等）については、毎年5月下旬から6月までの間に順次、事業所さまあてにお送りします。この届出用紙には、5月中旬頃までに届け出された被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額等を印字しております。





手続き時期・場所および提出方法

毎年7月1日現在の被保険者について事業主が「被保険者報酬月額算定基礎届」等を日本年金機構へ提出します。

提出時期 毎年7月10日まで
(年によって前後する場合があります)

提出先 郵送で事務センターまたは管轄の年金事務所

提出方法 電子申請、郵送、窓口持参

※届出用紙によるほか、電子媒体 (CD または DVD) による提出が可能です。



記入上の注意

「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」および「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表 (雇用に関する調査票)」の「事業の種類」欄については、「事業所業態分類票」を参照のうえ、業態分類および項番を記入してください。



留意事項

- (1) 「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」および「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表 (雇用に関する調査票)」は、「被保険者報酬月額算定基礎届」と同時に提出してください。また、該当者がいない場合も提出してください。
- (2) 被保険者氏名等の基本情報を印字した届出用紙は、5月中旬頃時点の情報を基に作成しているため、算定基礎届の提出対象となる5月31日以前の資格取得者で届出用紙に氏名等が印字されていない場合は、印字されていない欄に手書き等で追記をお願いします。なお、印字されていない欄が足りない場合は、届出用紙を送付しますので、管轄年金事務所へご連絡ください。また、日本年金機構のホームページからダウンロードすることもできます。
- (3) 届出用紙は、被保険者整理番号順になるように、順番をそろえて提出してください。
- (4) 「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出にあたり、賃金台帳等の関係帳簿を提示していただく場合があります。
- (5) 標準報酬月額が決定または改定された場合は、必ず被保険者本人へ通知してください。
- (6) 年金事務所では、毎年、一部の事業所を対象に面談等による定時決定時調査を実施しています。調査の実施にあたりましては、対象となる事業所に対し事前に通知させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

「月額変更届」の 提出について

手続き内容

被保険者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、毎年1回行う定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。この見直しによる決定を随時改定といい、次の3つの条件をすべて満たす場合に行います。

(ア)昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。

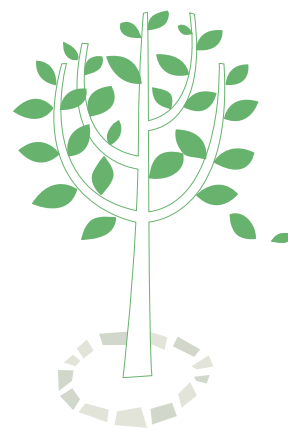
(イ)変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。

(ウ)3カ月とも支払基礎日数が17日以上である。



固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には、次のような場合が考えられます。

1. 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
2. 給与体系の変更（日給から月給への変更等）
3. 日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
4. 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
5. 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更



随時改定の対象とならない場合

1. 固定的賃金は上がったが、残業手当等の非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
2. 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増加したため、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

随時改定に該当する被保険者がいる場合、事業主は「被保険者報酬月額変更届」により当該被保険者の報酬月額等を速やかに届け出します。

改定された標準報酬月額は、6月以前に改定された場合、再び随時改定等がない限り、当年の8月までの各月に適用されます。また、7月以降に改定された場合は、翌年の8月までの各月に適用されます。

手続き時期・場所および提出方法

事業主が随時改定に該当する被保険者の報酬月額等を「被保険者報酬月額変更届」に記入し、速やかに日本年金機構へ提出します。

提出時期 速やかに

提出先 郵送で事業所所在地を管轄する事務センター
(事業所の所在地を管轄する年金事務所)

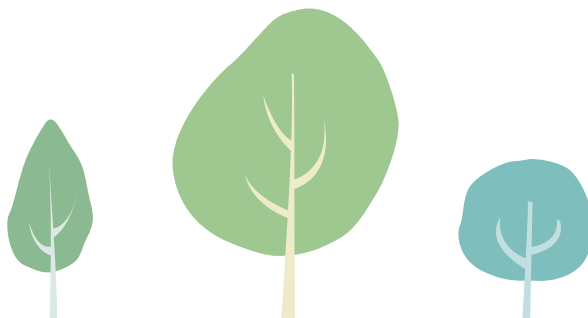
提出方法 電子申請、郵送、窓口持参

※届出用紙によるほか、電子媒体（CD または DVD）による提出が可能です。



留意事項

- (1) 休職による休職給を受けた場合は、固定的賃金の変動がある場合には該当しないため、随時改定の対象とはなりません。
- (2) 一時帰休（レイオフ）のため、継続して3カ月を超えて通常の報酬よりも低額の休業手当等が支払われた場合は、固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象となります。
また、一時帰休が解消され、継続して3カ月を超えて通常の報酬が支払われるようになった場合も随時改定の対象となります。
- (3) 随時改定は、固定的賃金の変動月から3カ月間に支給された報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生ずることが条件ですが、標準報酬月額等級表の上限または下限にわたる等級変更の場合は、2等級以上の変更がなくても随時改定の対象となります。
- (4) 遡及して昇給があり、昇給差額が支給された場合は、差額が支給された月を変動月として、差額を差し引いた3カ月間の平均月額が該当する等級と従前の等級との間に2等級以上の差が生じる場合、随時改定の対象となります。
- (5) 短時間就労者の随時改定は、継続した3カ月間の支払基礎日数がいずれも17日以上であることが条件となります。



ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

国民年金保険料を納めることが 経済的に難しいとき

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいときの手続きを案内します（保険料免除・納付猶予）。

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合もあります。

そのような場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めたときに比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

※納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納する）必要があります。

※学生の方はこの制度を利用できません。「学生納付特例制度」を利用してください。

※配偶者から暴力を受けた方は「特例免除」が利用できます。

保険料免除・納付猶予制度とは

保険料免除制度とは

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

保険料納付猶予制度とは

20歳から30歳未満（平成28年7月からは50歳未満）の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。



手続きをするメリット

保険料を免除された期間は、老後年金を受け取る際に1/2(税金分)が受け取れます。(手続きをしていただかず、未納となった場合1/2(税金分)は受け取れません)

保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

保険料の「免除」と「納付猶予(学生の場合は学生納付特例)」は、以下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。



	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額の反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○ (※2)	○
一部納付(※1)	○	○ (※3)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

※2 平成21年4月分以降は、2分の1が国庫負担されます。(21年3月分までは3分の1が国庫負担)

※3 4分の1納付の場合は「5/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは1/2)
2分の1納付の場合は「6/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは2/3)
4分の3納付の場合は「7/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは5/6)

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の受給要件があります。

(注) 保険料免除・納付猶予(学生の場合は学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。(追納制度)ただし、保険料免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。
なお、追納した場合のその期間は「納付」期間として取り扱います。



協会けんぽからのお知らせ

医療費の自己負担が高額になりそうな場合は… 限度額適用認定証をご利用ください

ご存じですか？

同一月に医療機関ごとでかかった医療費のお支払いが高額となった場合、申請していただくことにより、後日、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、高額療養費の払い戻しには受診月から3か月以上かかるため、窓口でのお支払いは大きな負担になります。

限度額適用認定証をご利用になると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、**高額療養費（払い戻し）の申請が原則不要**になります。

※差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります。

例えば1カ月の総医療費*1が100万円かかったとき 〔所得区分:ウ（下表参照）
窓口負担割合3割の場合〕

限度額適用認定証を**提示しない**場合の支払い額 **300,000円**

300,000円（3割負担）を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を**提示した**場合の支払い額 **87,430円**

87,430円（自己負担限度額*）を支払い、後日の高額療養費の申請が**原則不要**となります。

※自己負担限度額
=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%

自己負担限度額はいくら？

70歳未満の方の自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の5つに分類されます。

被保険者の所得区分	申請書の種類	自己負担限度額	多数該当*3
①区分ア 標準報酬月額83万円以上の方	限度額適用認定申請書	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ 標準報酬月額53万~79万円の方		167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ 標準報酬月額28万~50万円の方		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ 標準報酬月額26万円以下の方		57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者)*2	限度額適用・標準負担額減額認定申請書	35,400円	24,600円

*1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

*2 被保険者が市(区)町村民税の非課税者等である場合です(ア・イ区分の場合は除く)。申請には**被保険者の非課税証明書等**が必要です。

*3 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)には、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。



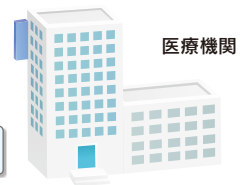
70歳以上75歳未満の方は、保険証とあわせて高齢受給者証を提示することにより、窓口でのお支払いが**原則自己負担限度額まで**となります。自己負担限度額については協会けんぽまでお問い合わせください。

申請の手続き

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽまでご用命ください。



1週間程度



①限度額適用認定申請書と受診される方の保険証のコピーを添付して、協会けんぽ大阪支部へご提出ください。

②限度額適用認定証が交付されます。

③受診の際に保険証とあわせて限度額適用認定証を提示します。

全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者状況リストの提出期限は8月1日です

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しており、事業主の皆さまには、本年6月中旬から7月上旬にかけて「被扶養者状況リスト」等を送付*しております。

「被扶養者状況リスト」等につきましては、健康保険の被扶養者資格の状況をご確認のうえ、**平成28年8月1日(月)**までに専用の返信用封筒にてご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

*対象となる被扶養者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」は送付していません。



今里・枚方年金事務所内の協会けんぽ出張窓口の終了について

このたび、お客さまのご利用状況を踏まえ、**今里・枚方**年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、**平成28年9月30日**をもって終了させていただくこととなりました。

事業主さま・加入者さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



傷病手当金・出産手当金支給申請にかかる事業主証明欄の適正な記入について(お願い)

これまで、傷病手当金・出産手当金申請において、会社を休んでいることや休まれている期間に会社より給料が支払われていないことを確認するために、事業主証明欄の記入に加え、出勤簿および賃金台帳の写しを添えていただいておりますが、平成28年4月1日より事業主証明欄の記載*のみでも、申請書の提出ができることとなりました。

被保険者さまへスムーズに給付金を支給できるよう、事業主証明欄への適正な記入について、ご協力をお願いいたします。

*審査等行ううえで、必要となった場合には、提出をお願いすることがあります。



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索